

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所

© 2010 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2010年08月号(J132)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 特許の電子出願件数、今年第二四半期は最多件数を記録 実施以来
- 02 特許審査未済案件の解消に向けた5か年計画が起動
- 03 産地偽装の中国製品が後絶たず 水際措置強化で台湾市場への流入を阻止
- 04 法人格著作財産権者 営業登記と営業税納付が必要
- 05 公取委が「販促広告案件に関する処理原則」を策定
- 06 オタク文化ブーム、デジタルコンテンツ産業規模 三年後に7,800億元の見込み
- 07 グリーンテクノロジー競争力 台湾は世界六位 アジアで二位、スイス IMD 調査
- 08 一定期間内に再輸出の芸能実演、映画、テレビ放送関連設備の輸入は関税免除
- 09 商標輸出監視システム、7月9日をもって新規登録受付終了

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

特許権侵害民事訴訟における「事実相当の別件判決」の証拠能力

— 最高裁判所民事判決 95 年度台上字第 1177 号を例として

02 著作権関連

有料法律情報提供システム立ち上げ時間短縮のため、同業者の法令データバンク収録資料の大量複製は編集著作物の不正利用に該当し、経営責任者らの刑事責任が問われた事例

03 公平取引関連

遠東百貨が太平洋百貨との結合を未届け、公平会の処罰に理あり

4 年近く太平洋百貨を間接支配、取引き秩序に深刻な影響、高等行政裁判所が公平会による 102 万円の罰金処分を支持

今月のトピックス

J100708Y1/J100802Y1/J100527Y1/J091102Y1

01 特許の電子出願件数、今年第二四半期は最多件数を記録 実施以来

知的財産局が公表した最新の電子出願状況に関する月報によると、今年度第二四半期における特許（実用新案・意匠を含む）・商標の電子出願件数は同制度が2008年8月に実施されて以来、最多件数を記録したことが明らかになった。うち、EMS（電子製品の製造受託サービス）世界最大手の台湾・鴻海（ホンハイ）精密工業は1,404件でトップを獲得し、去年1月からこれまでの件数を合わせると、その電子出願件数が4,782件に達する。

2009年1月の時点で、電子手続きによる特許出願は新規出願全体の2.34%にとどまったが、知的財産証券^注が導入されてから、電子出願の占める割合が徐々に上昇し、今年4月は全体の15.89%にのぼり、1か月当たりの（電子）出願件数としては過去最多を更新し、6月は少々減ったものの、それでも13.44%と二ケタの水準で好調に推移している。

このほか、同局は上半期に出願後に提出される書類の書式の電子化や料金納付手続きのオンライン化、そして将来的には審査と閲覧の全面的オンライン化に向け、作業を進めている。今年9月から、さらに特許事務所及び一般の企業を利用対象に「ソフト証券（証憑）」を導入する見通しである。（2010.07/2010.08/2010.05/2009.11）

注¹：知的財産証券（証憑）は、特許・商標の電子出願及び特許・商標出願に関する情報のオンライン検索に使用される一種の身分証明であって、2009年3月2日から申し込みを受け付けている。中華民国の領域内に住所若しくは営業所がない場合、特許・商標の出願に関する情報のオンライン検索に限って利用できる。

この証明の申込みができるのは、

1. 自然人

■18才以上、且つ監護宣告を受けていない者、

■中華民国の領域内に住所がないが、審査中の特許・商標登録出願案件を合計10件以上持っている

2. 会社

3. 社団若しくは財団法人

■中華民国の法律若しくは外国の法律により設立されたもの、

■中華民国の領域内に営業所がないが、審査中の特許・商標登録出願案件を合計10件以上持っている

4. 政府機関

■中華民国の法律により設立されたもの

特許に係る電子出願状況（2008/08~2010/07）		
項目 期間	電子出願收受件数	新規出願 電子出願が全体に 占める割合（%）
2008/08	16	0.15
2008/09	13	0.11
2008/10	13	0.16
2008/11	25	0.21
2008/12	122	1.18
2009/01	137	2.34
2009/02	146	2.15
2009/03	252	2.98
2009/04	381	4.50
2009/05	360	4.78
2009/06	670	7.95
2009/07	747	9.13

2009/08	698	9.81
2009/09	849	10.24
2009/10	825	9.66
2009/11	850	8.92
2009/12	1,651	13.49
2010/01	1,035	13.19
2010/02	867	11.06
2010/03	1,280	12.35
2010/04	1,607	15.89
2010/05	1,409	13.57
2010/06	1,488	13.44
2010/07	1,526	14.16

- 注：1. 特許の電子出願収受件数は新規出願と出願後に提出される関連書類を含む。
2. 電子出願による新規出願件数が新規出願件数に占める割合＝（当月の電子出願）÷（当月の新規出願件数）
3. ここにいう特許は、特許、実用新案、意匠を含む。台湾ではまとめて「専利」という。

J100707Y1/J100208Y1

02 特許審査未済案件の解消に向けた5か年計画が起動

人手不足でここ数年増加の一途をたどる特許審査未済事件の解消に向け、知的財産局はこの先の5年間で12.6億円の経費を投入する「ゴールデン5か年計画」を打ち出した。2025年には既済事件の増加による特許料等の収入を推計27.06億円国庫へ納付することができる。

この計画が実施されれば、2015年には特許未済事件は7.59万件にまで減少し、平均処理期間も現在の36.8か月から22か月に大幅に短縮するとみられる。

「5か年計画」はすでに6月24日の行政院会議で決定され、来年からアシスタント特許審査官（審査官補）39名、5年間の任期付審査官170名、軍隊入りの「代替役（軍務に服する代わりに、兵士たちの技能や学歴に応じて政府機関に配置し、各省庁の所掌事務にあたらせる）」100名及び外部審査委員を増員することになっている。また、特許出願手数料の収入の一部を特許発展基金に充てるほか、韓国の特許情報院（KIPI, Korean Institute of Patent Information）を手本に、財団法人の外郭団体を設置し、初期段階では特許検索から始まり、相当な程度の経験を積み重ねてからその経験を活かして、特許マップの分析など更なる付加価値サービスを産業界に提供するという役割を果たさせる方針を示した。

特許審査未済事件に関するゴールデン5か年計画			
項目		具体的な措置	予測 既済事件
短期的 措置	人材の充実	特許審査官補（アシスタント審査官）39名	1.11 万件
		特許検索に「代替役」100名	1.13 万件
		特許検索に外部審査委員	0.93 万件
		5年間の任期付審査員170名	6.97 万件
中長期的 措置	特許手数料 の投入	日韓を参考に、先行技術・先願の検索にあたる財団法人の外郭団体を設置する。	企画中
		特許発展基金を創設し、国内外の情報収集、専門的な人材の育成、電子化の推進などを行う。	企画中
	審査官の賃金構造を調整し、優秀な人材を誘致する。		
	人材確保のためのインセンティブとして、シニア審査官の全部又は一部に対して国家試験を受けることなく専利師（弁理士）の資格が取れるようにする。		
予期 効果		● 未済事件は7.59万件に減少 ● 平均処理期間は22か月に短縮 ● 2015年には推計27.06億円を国庫へ納付	

(2010.07/2010.02)

03 産地偽装の中国製品が後絶たず 水際措置強化で台湾市場への流入を阻止

中国と経済協力枠組み協定（ECFA）を締結して間もないが、はやくも中国製品の荒波が押し寄せている。世間を騒がした幾つかもの食品安全問題が相次いで発覚した中国製品に対する不信感が今にも強いから、「Made in China」を嫌う消費者を欺くために産地を偽装する商品が大量に市場に出回り、国内産業は不当廉売の危機にさらされている。その対策として各省庁を横断して設置された「異常輸入商品合同取締りチーム」は今年 5 月 5 日に発足してから 7 月 24 日まで、すでに 68 回の合同取締りを実施しているが、それでも産地の不正表示が後絶たず、經濟部標準検査局関係者は「捕まえ切れない」というほど問題が深刻化している。今後は引き続き輸入商品への取締り及び再検査を定期的に行い、実施成果次第で対処方法を検討していく。また原産地若しくは品質に関する表示の虚偽不実が刑法第 255 条に反するため、司法機関に送検されることがある。

また、法的根拠を明確にし、産地偽装方法の多様化に対応するため、国際貿易局は 7 月 21 日に「輸出貨物産地表示不実案件に関する処理原則」を改定し、新たに「多国産地表示」を産地表示不実の態様に加え入れた。税関で発見された場合、業者はこれを是正しなければ、通関ができなくなり、法律責任も免れない。

この取締りチームは、經濟部標準検査局、商業司、中部オフィス、知的財産局、工業局及び国際貿易局、財政部関税総局、内政部警政署（警察庁に相当）、知的財産権保護警察隊、法務部台湾高等檢察署及び調査局、行政院消費者保護委員会、行政院農業委員会、行政院衛生署及び各直轄市及び県（市）政府（県庁・市庁）で編成され、その上に「異常輸入商品の防止・抑制に関する監督指導報告会議」が置かれ、監督・指導を行う。表示異常（原産地の不実表示、例えばラベルを偽造したり一部カットしたりしてブランド品の不良品と見せかける。商品名の不実表示、商品内容の不実表示）、品質異常、輸入手続き異常（産地偽装や密輸）及び知的財産権異常（知財権侵害物品）が取締りの対象とされている。市場に出回っている商品のほか、税関でも検査を厳格にし、国内市場への流入を水際で食い止める。

標準検査局は商品検査法により強制的に検査をする対象となる輸入品への水際措置を強化するほか、強制的検査の対象外とされている商品については市場から購入してサンプリング検査を行い、その品質を監視・測定する。必要なときは、強制的検査の対象とすることできる。関税総局及び海岸巡防署（海上保安庁に相当）はリスクの高い業者をフィルタリングしておき、税関における水際措置を強化し、密輸が多発する海域を重点的にパトロールする。

異常輸入商品への合同検査を 1 四半期近く実施しており、期間中に数回にわたって宣伝普及を行い、一定の成果を収めている、と標準検査局はコメント。8 月以降、原産地表示不実で摘発された業者の名称、ブランド名、販売業者、メーカー、輸入業者などの情報が公表されることになっている。（2010.07）

§ 輸出貨物産地表示不実案件に関する処理原則の改定規定 §

一、輸入貨物に関し、産地表示の不実があってはならない。輸入貨物本体、内外包装、説明書、カタログ、取扱い表示若しくは図案に製造地の不実表示があり、又はその他の文字、図案を表示することにより人にその産地を誤認させるおそれがある場合は、次の処理原則により取り扱う。

（一）外国から輸入した貨物（空っぽの包装容器若しくは吊り下げタグ、ラベルを除く）に原産地（例えば MADE IN TAIWAN, MADE IN R.O.C、国内メーカー製造若しくは製造のような文字、又は原産地以外の国若しくは地域で製造されたといった文字）が不実に表示され、又はその他の文字（例えば TAIWAN TAIPEI、多国産地表示、国内企業の社名・住所、XX 会社栄誉出品若しくは原産地以外の国名、地名、会社名・住所など）、図案を表示して人にその産地を誤認させる恐れがある場合、輸入者は税関に改正を申し出ることができる。産地表示の不実がなくなれば、通関を認めるが、改正がされない場合、輸出元に戻すほか、国際貿易局（以下、貿易局）が何らかの処置をとる。但し、次の場合のいずれに該当するときは、この限りでない。

1. 輸入された靴類の未完成品「靴の面」と「靴の底」（中国大陸地区で製造され、公

告を経て輸入が認められたもの)に「MADE IN TAIWAN」若しくはこれらに類する文字が表示された場合。

2. 前項以外の輸入未完成品の産地表示が貿易局の特別許可を受けた場合。

3. 原産地の不実表示がないが、国内企業の社名・住所の表示がある。但し、「輸入業者」、「代理業者」、「取次業者」若しくはこれらに類する文字が明記された場合。

4. 原料の産地若しくは商標登録の国名、地名若しくは国家のシンボル（標識）の表示があるが、原産地がはっきりと表示された場合。

(二) 外国の空っぽの包装容器若しくは吊り下げタグ、ラベル等の表示物の輸入：

1. 貨物本体にわが国製造（例えば MADE IN TAIWAN, MADE IN R.O.C、国内メーカー製造若しくは製造のような文字）若しくはその他の文字（例えば TAIWAN TAIPEI 若しくは国内企業の社名・住所）、図案の表示があり、これによって包装を示し、若しくはわが国製品を表示するものは、通関を認める。

2. 貨物本体に外国（若しくは地域）製造、外国企業の社名・住所、ブランド名、商標その他これらに類する文字、図案があり、これによって包装を示し、若しくは外国製品であることを表示し、又は包装若しくは表示しようとする内容物が外国製品であることを人に誤認させる恐れがある場合、輸入者は税関に改正を申し出ることができる。産地表示不実がなくなると、通関を認めるが、改正がされない場合、輸出元に戻すほか、貿易局が何らかの処置をとる。但し、次の各号の場合のいずれに該当するときは、この限りでない。

(1) 輸入貨物が外国製品若しくは製造元が外国メーカー（例えばばら売り若しくは輸入貨物の破損した包装を取り換えるために輸入した）の包装若しくは表示に供されるものである場合。

(2) 輸入貨物が陳列若しくは展示に供用されるサンプルで、その上に「陳列（若しくは展示）用」の文字が標記されたものである場合。

(3) 輸入貨物に外国（若しくは地域）製造の表示がないが、外国企業の社名・住所、ブランド名、商標その他これらに類する文字、図案の表示がある。但し、外国企業委託加工契約若しくは使用許諾に関する書類が付いていて、かつ国内企業が外国企業からの委託を受けて（受託生産）加工し若しくは輸出のために製造した貨物の包装若しくは表示に供用されるものである場合。

(三) 輸入国製品：

1. 委託加工で再輸入される織物であって、外国輸入国原産地規定に該当し、貿易局の特別許可を受け、「MADE IN TAIWAN」若しくはこれに類する文字を表示したものは、通関を認める。

2. 一度海外の輸出元に戻したものが再輸入され、若しくは国産品が回収され、わが国の産地表示があり、輸入者が税関に証拠を提出してこれを証明し、調査を経てわが国が生産して海外へ輸出したものを再輸入することが確認された場合、通関を認める。但し、立証ができない場合は、外国貨物の輸入とみなして取り扱う。

二. 輸入貨物に関し、国内法に表示に関する別段の定めがある場合は、国内法の規定に基づいて取り扱わなければならない。

J100701Y3

04 法人格著作権財産権者 営業登記と営業税納付が必要

財政部（日本の財務省に相当）の最新の解釈令により、「著作権財産権者と著作物を利用しようとする者の間に入って別々にライセンス契約を結ぶ著作権集中管理団体は、著作権財産権者の委託を受け、管理費を徴収して音楽著作物に関する著作権を管理し、そして著作物を利用する対価として利用者から受け取った使用料について定期的に決算を行い、著作権財産権者に一定の使用報酬を支払う。この使用報酬はロイヤリティーであって、営業税の課税対象になることから、統一発票（売上伝票）を作成しなければならない。

統一発票を作成する時点は次のとおりである。1. 著作権集中管理団体が利用者から使用報酬を受け取った時に利用者に対し統一発票を発行する。2. 決算終了後、法人格著作権財産権者は著作権集中管理団体から使用報酬を受け取った時に、管理費が差し引かれていない使用報酬

全額について統一発票を発行し著作権集中管理団体に交付しなければならない。

著作財産権者が著作者本人の場合、自然人ならば営業登記は不要、売上伝票の発行も営業税の納付も要らない。著作権集中管理団体が著作者に使用報酬を支払うときは所得税（本国人の場合は税率 10%、外国人の場合は税率 20%を適用）を差し引かなければならないし、著作者にとって業務執行所得であるため、「個人総合所得税」を申告する必要がある。（2010.07）

著作権収入課税原則					
課税対象		営業税			所得税
		税率 (%)	統一発票 (売上伝票) 作成時点	営業登記	
著作権集中管理団体		5	利用者から報酬を受け取った時	要	合併申告
著作財産権者	営利事業	5	著作権集中管理団体から報酬を受け取った時	要	合併申告
	自然人であって著作者ではない	5	著作権集中管理団体から報酬を受け取った時	要	合併申告
	自然人であって著作者でもある	免除	--	不要	業務執行所得につき、本国人の場合は税率 10%に当たる金額を差し引く。 外国人の場合は税率 20%に相当する金額を差し引く。

J100729Y4

05 公取委が「販促広告案件に関する処理原則」を策定

公平取引委員会における「販促広告」の取扱いを定める基本的な原則が、2010 年 7 月 28 日の行政院公平交易委員会（日本の公取委に相当。以下、「公平会」）第 977 回委員会議で議決されたことにより、事業者が販促広告をするにあたってこれらの定めに触れないよう注意する必要がある。

事業者が広告によって商品或いはサービスの販促を行うのがごく普通なことだが、これをめぐる取引上のトラブルや公平取引法違反事案をしばしば耳にする。そこで事業者が不実な販促広告をさせないために公平会はこれまで処分の対象になった事案を典型的に取りまとめたのがこの処理原則である。

処理原則では、事業者が販促広告をするのに従うべき規範を掲げ、広告内容の真実を求めるほか、販促商品（サービス）について在庫品の事前確認や数量限定確保などの準備作業、重要な取引条件が付いた場合もその内容を明確にしなければならない。販促広告でよくある違法行為、たとえば特別価格或いは贈呈品提供との表示があるが、実際と異なる場合がある。また、広告で最安値（最低価格）を示しているが、実際は販売していない、或いは最安値ではないなどについて、違法行為の類型及び法律効果を明確に定めることによって、公正な競争環境づくりを目指す。（2010.07）

§ 販促広告案件に関する処理原則 §

- 取引秩序の維持及び消費者の権利確保を図り、並びに事業者が不当な販促広告をもって消費者の誤解を招き、市場における不正競争をきたすことを避けるため、この処理原則を定める。
- この処理原則においていう販促広告とは、事業者が商品（役務）の広告で特別価格、値引き、割引、分割払い、無料若しくは 1 つ買えばもう 1 つおまけに差し上げるなど価格若しくは数量に特典付き、又は時間限定若しくは数量限定の取引で贈呈品若

しくは奨金を提供することにより、集客効果を促進し、その商品（役務）の取引の機会を増やすことをいう。

- 三. 事業者は商品（役務）の販促広告に関し、真実表示をする義務を尽くし、並びに販促の内容が実際の状況と一致することを確保しなければならない。
- 四. 事業者は販促広告を掲載する前に十分に考慮し、よく計画したうえで、適切に準備を進めなければならない。販促活動は自ら行うか、他の事業者と協力して行うかを問わず、広告の内容が適正に履行されることを確保しなければならない。
- 五. 事業者の販促広告に数量限定の表示がない場合、事前に十分な商品（役務）を用意し、販促期間内に広告どおりに提供し、広告の内容が適正に履行されることを確保しなければならない。
- 六. 事業者は商品（役務）の販促広告に関し、消費者が取引をする決定に十分影響する可能性のある重要な取引制限条件を確実に提示し、不当な紙面の編集・配列及び表現方法により消費者が制限内容を認識するのが困難で、又は誤った認識若しくは決定を生じさせる恐れがあることを避けなければならない。
- 七. 事業者は販促広告に次の各号に掲げる虚偽不実又は人の誤解を招く表示又は標識をしてはならない。
 - （一）広告で示された商品（役務）の価格若しくは数量の特典が実際に提供されるものと異なり、実際には販売していない、提供される数量が広告で示されたより少ない、又は数量限定表示がないが、実際販売に出された商品（役務）が合理的に予測された数量より著しく少ない。
 - （二）広告で示された商品（役務）の価格、数量その他の特典は実際条件、負担若しくは期間などの制限が付いているのに、これを明示していない。
 - （三）広告で示された商品（役務）の図面、品番などの表示若しくは標識が実際の取引状況と一致しない。
 - （四）広告における贈呈品・奨金の内容、数量、価値、実施方法（資格、期間、方式など）、抽選期日などについての表示若しくは標識が事実と一致しない。
 - （五）広告で示された贈呈品・奨金は条件、負担若しくは期間などの制限がついているのに、これを明示していない。
 - （六）広告では商品（役務）の価格は業界では最も低い、若しくはこれに類する表示をしているが、実際には販売していない、又は販売価格が最低価格ではない。
 - （七）広告内容が適用されるのは特定の店舗、支店若しくは取引場所に限られるが、これを明示していない。
 - （八）広告では商品（役務）の数量が僅かなこと、若しくは数量限定を強調し、不実の販売をする。
 - （九）広告で虚偽不実の時間限定表示をする。
 - （十）広告では特別価格と表示しながら、実際に示された商品（役務）の「原価」、「市場価格」などの標準価格は虚偽不実若しくは人に誤解を招くもの。
 - （十一）広告では一定の数量・金額の取引をすると、その後の取引に利用可能なサービス券、割引券（クーポン券や割引チケット）などをプレゼントするとの記載がありながら、使用の方法、期間、範囲などの制限については明らかにしておらず、消費者にその価値に関する誤った認識を生じさせる恐れがある。
- 八. 販促広告は比較広告の方式である場合、他人の商品（役務）について虚偽不実若しくは人に錯誤を招く表示若しくは標識をしてはならない。
- 九. 事業者は第七点に違反するときは、公平取引法第 21 条違反になる可能性がある。事業者は第八点に違反するときは、公平取引法第 19 条第三号、第 22 条又は第 24 条違反になる可能性がある。

J100716Y5

06 オタク文化ブーム、デジタルコンテンツ産業規模 三年後に 7,800 億円の見込み

経済を動かすオタク文化ブームが盛り上がりを見せる中、家庭内におけるエンターテインメントを軸とした趣味・娯楽がわれわれのライフスタイルを変えようとしている。中国との関係改善に伴う各産業分野での協力関係がよりいっそう緊密になり、また言葉を共通しているメリッ

トとして民間レベルの文化交流が活発化することによるデジタルコンテンツの市場規模は 2013 年には 7,800 億元にまで拡大し、4 年以内に投資額が 1,000 億元に達すると推測される。

7 月 15 日の行政院会議を通過した「デジタルコンテンツ産業発展行動計画」では、中国や東南アジアなどの新興国市場をターゲットに、台湾にとって強みのデジタルゲームソフト、アニメ、デジタル映像・音声、デジタルコレクションの商業化を重点的に発展する方針を打ち出している。この計画の実施により、31,500 の新たな雇用機会の創出及び 140 億元規模の国際協力事業を促成することが可能になる。

言うまでもなくインターネット社会においては、中国語を使うユーザーが非常に大きな割合を占めている。台湾は東西文化が合流するところに位置し、多面的かつ豊かなライフスタイルを実現しているため、この優勢を活かして中国との連携体制の構築に積極的に取り組んでいくべきである。デジタルコンテンツ産業発展計画は次の四つの方向性を示している。

1. ソフトウェアとハードウェアの統合を通じた（川上産業から川下産業に至る）バリュー・チェーンの構築。
 2. 国際マーケティング活動の展開、中国との産業交流の促進、協力関係の強化と共通基準の策定の推進。
 3. 創作の多元化、民間レベルの共同制作専門プロジェクトの実施による幅広い分野に跨る協力促進、政府基金とベンチャーキャピタルの投資誘致。
 4. 学研連携強化、産業における人材育成のエネルギーの充実。
- (2010.07)

J100708Y5

07 グリーンテクノロジー競争力 台湾は世界六位 アジアで二位、スイス IMD 調査

スイスのビジネススクールの経営開発国際研究所 (IMD: International Institute for Management Development、本部ローザンヌ) が公表したグリーンテクノロジーに関する競争力の世界ランキングで、太陽電池及び LED 関連分野の優れた生産力が高く評価され、六位（アジアでは日本に次いで二位）にランクされた台湾はリーダー的な存在感を増している。

IMD がグリーンテクノロジーの競争力についてアンケート調査を実施したのは今回が初めて。調査対象となった五十八の国・地域のなかで、トップスリーはドイツ、日本、オーストリア。満点十点で台湾は 6.7 点で六位、十四位のシンガポール、十五位の韓国、三十一位の香港、四十二位の中国をリードしている。

台湾における ICT 産業（情報通信技術）のサプライチェーンの最適化が図られていて、グリーンテクノロジーを発展するのに非常に有利である。グリーンテクノロジー立国を目指すとして、台湾当局は「エネルギー国家型科学技術計画」及び「グリーンエネルギー産業の日の出行動計画」の推進に取り掛かっている。五年間でそれぞれ 303 億元及び 200 億元の経費を投入してコア技術を開発し、政府主導でグリーンエネルギー事業の活性化を後押しして、私的資金による投資規模の拡大につなげていきたいとしている。

工業技術研究院「産業経済及び趨勢研究センター (Industrial Economics & Knowledge Center, IEK)」が調査したところ、台湾の 2009 年における太陽電池の生産高は 743 億元にのぼり、世界市場シェアの 12.2%（世界四位）を占めている。そして台湾の LED 産業の生産高は 590 億元で世界市場シェアの 25%を占め、トップの日本に次いで二位。エネルギーを効率的に利用する地球環境に優しい技術やシステムの開発で先進国に引けを取らない競争力を身につけている（2010.07）

J100728Y8

08 一定期間内に再輸出の芸能実演、映画、テレビ放送関連設備の輸入は関税免除

文化創造産業及び映画・テレビ放送業界のニーズに応えるため、国内外の個人若しくは団体が一度海外から輸入した関連設備若しくは機材を、一定の期間内に海外へ輸出する場合、関税免除の優遇措置が適用される。

これまでの関税法施行細則によれば、免税措置を受けるには芸能実演或いは映画・テレビ放送業界が必要とする設備や機材は、演出のために台湾へ入国する個人或いは団体とともに輸入されなければならないという制限がかかっていたが、デジタルコンテンツ産業も含めて、文化創造産業の発展や映画産業の振興のため、財政部関政司から提出された「関税法施行細則」第44条の改正案が先日の行政院会議を通過し、近く公布・施行される。

今後、国内外の個人或いは団体が演出やコンクール、撮影、映画制作、テレビ放送に利用される設備や機材を海外から輸入して6か月後、又は財政部が許可した一定の期間内に元の状態のまま海外へ再び輸出するという法定条件を満たせば、関税法第52条により関税が免除される。(2010.07)

J100709Y8

09 商標輸出監視システム、7月9日をもって新規登録受付終了

商標権者若しくはその代理人による商標輸出監視システムへの商標登録申請及び税関における検査に関する取扱い方法の法的根拠である「貨物輸出管理規則（貨品輸出管理弁法）」第13条と第14条が7月8日に削除されたことにより、国際貿易局は7月9日をもって同システムへの新規登録の受付を終了する。

但し、今でも登録が有効な商標の権利者の権利確保のため、商標登録料金を返還しないことを前提に、受付が終了するまでに登録を済ませ、かつ商標権がなお存続している案件（商標輸出監視システムに登録した商標権の最終日を基準とする）に関しては、商標権利期間の更新（商標権利期間切れ、権利存続中を含む）を出願することができないが、すでに登録した事項（商標権者及びその代理人に関する情報、商標、商標特徴の記述、登録商品、商標の使用が認められた業者の情報及び商標使用商品の範囲、輸出先の国或いは地域、使用期限等）について、登録内容を変更する必要があるときは、商標権者若しくはその代理人は現行規定により国際貿易局まで手続きをすることができる。また新規登録の受付終了後も、保護期間が満了するまで税関は引き続き登録時の商標輸出監視システムの運営手続きに基づいて検査を行う。(2010.07)

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

特許権侵害民事訴訟における「事実相当の別件判決」の証拠能力

— 最高裁判所民事判決 95 年度台上字第 1177 号を例として

一、主要争点

本件の争点は本件の前に発生した別件判決の証拠能力、即ち「別件判決の本件に於ける証拠能力」である。

二、地方裁判所意見

(一) 被告嘉宏会社が製造販売したものと被告垂欣会社が製造使用した係争機器が、原告が特許権を取得している浪板製造機を模倣したものであり、判決を経て確かに被告垂欣会社が非合法に原告の実用新案権を侵害したことが確定したと原告が主張した。そこで本裁判所も、判決確定により認定された、係争機器が原告特許権を侵害しているという事実があるのかどうかを精査するべきである。

(二) 原告はかつて、垂欣公司を被告として侵害排除を訴え、本裁判所による 88 年度豊簡

字第 780 号及び 90 年度簡上字第 18 号侵害排除事件の審理を経て、中国機械工程学会、国立中興大学のそれぞれに鑑定を委託した。鑑定結果では、被告亜欣公司の係争機器の主要且つ必要な構造特徴が、いずれも原告の浪板製造機の特許範囲に属していると認定された。

- (三) 本裁判所 90 年度簡字第 18 号侵害排除事件の民事確定判決では、中国機械工程学会及び国立中興大学の鑑定報告が、いずれも特許侵害鑑定審査の判定手順に合致していると認め、これらに基づき係争機器が確かに原告が取得した特許権を侵害している等の事実を認定した。上記説明のとおり、裁判所はかつて被告亜欣公司が使用した係争機器が原告の浪板製造機を侵害した事実について、当事者による弁論の結果に基づき判断を下した。その際、裁判官の原告実用新案権侵害成立の重要争点についての判断は、被告亜欣公司が特許権を侵害したとして原告が損害賠償を請求した訴訟に於いて、本裁判所及び原告、被告亜欣公司が既に裁判所が判断した重要争点の法律関係について反対の判断又は主張をしてはならないというものである。従って、被告に原告特許権侵害の事実があったかどうかについて、国立中正大学が改めて新鑑定を行っても、係争機器が原告実用新案権を侵害しているかどうかの判断の依拠としてはならない。ましてや、異なる機関が係争機器について再度、鑑定結果を出しても、その性質は新しい訴訟資料の提出ではない。

三、高等裁判所意見

- (一) 「調べてみると、特許権侵害も侵害行為の一種であり、民法第 184 条権利侵害行為の規定を適用すべきであり、即ち「故意又は過失により、不法に他人の権利を侵害する」ことが成立要件であり、他人が損害を受けて始めて損害賠償を請求することができる。
- (二) 被上訴人の特許の取得及び公告は、上訴人嘉宏公司が製造販売した発泡成型機を上訴人亜欣公司に納品して設置した後であり、たとえ当該発泡成型機の主要且つ必要な構造特徴が、中国機械工程学会鑑定のとおり、係争特許範囲に属していて、係争特許範囲内容と実質的に同一だとしても、上訴人嘉宏公司、亜欣公司にも故意又は過失と言える行為は一切ない。

四、最高裁判所意見

調べてみると、上訴人はかつて亜欣公司を被告とし、台中地方裁判所 88 年度簡字第 780 号侵害排除事件では中国機械工程学会に鑑定を委託した。その結果、亜欣公司には確かに非合法に上訴人の実用新案権を侵害したと認められた。その後、同院 90 年度簡上字第 18 号侵害排除事件でも、再度中興大学に鑑定を委託し、その結果、亜欣公司所有の係争機器の構造及び装置特徴と上訴人の特許が主張する技術内容範囲は実質的に同一だと認められた。つまり、亜欣公司が確かに上訴人特許を侵害した事実は、当該判決で確定しており、亜欣公司も当該既判力の拘束を受けるべきであり、裁判所も確定判決主旨に反する裁判をしてはならない云々となっている。(原審ファイル(一)) 被上訴人が上訴人の特許権を侵害し、侵害行為の損害賠償責任を負うべきかどうかについては、重要な攻撃方法に属する。原審判決理由では、その取捨意見についての記載がなく、被上訴人が上訴人の特許権を侵害していないという認定は、既に判決理由不備の違法がある。

五、評論

- (一) 地方裁判所は別件判決を採用し、最終的に特許権侵害の決定を下した。
- (二) しかし、二審では高等裁判所が審理の焦点を、侵害行為の「故意又は過失」の討論のみに置いた。
- (三) 1.最高裁判所は、高等裁判所がなぜ原告 A が堅持している中興大学鑑定報告を採用しないのかその理由を討論すべきであると指摘した。
- 2.最高裁判所は被告 B (被上訴人) が原告 A (上訴人) 特許を侵害した事実が既に前件の判決により確定していると認定し、即ち被告 B は当該既判力の拘束を受けるべきであり、また、前件の最終判決主旨に違反してはならないと原告 A が主張したことについては以下のように述べた。「被上訴人が上訴人の特許権を侵害し、侵害行為による損害賠償責任を負うべきかどうかは、重要な攻撃方法である。原審では判決理由の中でその取捨意見を記載せずに、被上訴人が上訴人の特許権を侵害していないと認定しており、既に判決の理由不備という違法がある。」この意味するところは、前件

で認定された特許侵害事実は本件でも重要な証拠であることから、裁判所もこれを評価しなければならないが、その一方、本件の裁判所が前件の事実発見を必ず受け入れなければならないということではない。裁判所が必ずしなければならないことは、前件の事実発見を取捨する意見を記載することである。

六、結論

特許権侵害行為は一種連続性の侵害行為であることから、特許権者は異なる段階での侵害行為について侵害行為者に損害賠償を請求することができる。ひと度請求権争議が裁判所で起こった場合、いくつかの前後に発生した特許侵害民事訴訟中で、もし前件が既に判決されていた場合、当該判決中の事実認定は後の案件にもある程度の拘束力を有する。

最高裁判所民事判決 95 年度台上字第 1177 号に依れば、現案件前に発生した別件判決の証拠能力について、もし訴訟対象が同一でなお且つ別件判決が依拠している主要事実認定も同一である場合（例えば鑑定報告）、即ち現案件に於いても別件で確定した事実認定は証拠能力を有するものである。しかしながら、現案件の審理管轄裁判所はやはり、判決の依拠として採用するかどうかを決定することができるので、別件裁判所と反対の判決をすることも可能である。但し、現案件裁判所は必ず、現案件の一方の敗訴に有利な別件における証拠を採用しない理由を討論しなければならない。

02 著作権関連

有料法律情報提供システム立ち上げ時間短縮のため、同業者の法令データバンク収録資料の大量複製は編集著作物の不正利用に該当し、経営責任者らの刑事責任が問われた事例

■ハイライト

法律実務書専門の出版社 X は営利目的で「法学知識網（ネットワーク）」を立ち上げるため、同業者 Z が運営する法令データバンクから法律情報を大量に違法コピーして会員に利用させていた問題で、台北地方裁判所は、X は Z が所有する編集著作物（法令データバンク）を不正に利用し、その著作財産権を侵害したとして、X 出版社の実際の経営責任者、顧問ら数人に実刑判決を言い渡した。

被告らは、Z 社が運営する法令データバンクは著作権法が保護する対象ではないと主張するが、裁判長は、Z 社が長年法律情報を整理して開発した法令データバンクの編集手法に著作物であると認め得る創作性があり、著作権法が保護する編集著作物に該当するとした。

判決では、著作権法第 9 条に列举されたもの以外、オリジナリティがあり、文字、言語、イメージ又はその他の媒介物で具体的に表現することができ、かつ文学、科学、芸術その他の学術分野に関する人間の思考を取り入れた創作に属するものは、同法第 3 条第 1 項第 1 号、第 7 条第 1 項により、著作権法が保護する著作物であるとし、データバンクに収録された資料の選択及びその編集手法に独創性があれば、編集著作物として著作権法の保護を受けられるとの判断を示した。知的財産局 2005 年 4 月 15 日付電子メール第 940415 号解釈でもこれと同じ見解が示されている。

被告らが Z 社法令データバンクへの不正アクセスを図り、十数万もの収録資料を違法に複製したことは、著作権法第 91 条第 2 項（販売を意図して無断で複製することによって他人の著作財産権を侵害した罪）に違反するほか、同法第 3 条第 1 項第 17 号に定めた権利管理電子情報に関し、Z 社が書き入れた著作権の帰属を示す文字を X 社があたかも自社が資料を作成したように書き換え、同法第 96 条ノ 1 第 1 号規定（他人の権利管理電子情報を変更する罪）に反するとされた。

台北地方裁判所刑事判決

裁判番号：96 年度訴字第 146 号

裁判期日：2008 年 08 月 27 日

●判決要旨

- 一、著作権法第 3 条第 1 項第 1 号、第 7 条第 1 項により、著作権法が保護する著作物は、文学、科学、芸術又はその他の学術分野に属する創作であり、資料の選択及び編集手法に創作性があるものは、編集著作物であり、独立した著作物として保護する。著作権法

第9条に列挙されたもの以外、オリジナリティがあり、文字、言語、イメージ又はその他の媒介物で具体的に表現することができ、かつ文学、科学、芸術その他の学術分野に関する人間の思考を取り入れた創作に属するものは、著作権法の保護を受けられる著作物とする。オリジナリティとは、広義に解釈すると、狭義の独創性及び創作性を含み、狭義の独創性とは作者が最初に独立で完成した創作をいい、単純に他人の作品の模倣、抄襲又は剽窃をするものではない。そして創作性は、必ずしも今までにないものとは限らないが、社会通念上その著作物は以前に存在した作品と区別する変化があり、作者の個性を表現するに足るものさえあればよい。編集著作物は著作物の一種である以上、上記「著作物」に関する基本要素を備えなければならない。即ち、選択という手続きを経て編集された資料は一定の表現形式を除くほか、その表現の形式が作者の思想上又は感情上の一定の精神的な内面を表せるものであってはじめて編集著作物であり得る。同時に、その精神的な内面にはオリジナリティーがあり、かつ作者の個性又は独特性を表現するに足る程度のものでなければならない。著作物、資料その他の独立した素材の集合物について、一定のシステム又は方法をもって大量の資料からその一部を摘出して応用し、電子的又はその他の方式によって比較的効率よくそのうちの一部資料を検索できるようにするものは、データバンクである。収録、編集された資料とデータバンクそのものはそれぞれ異なる保護客体であり、収録・編集される前のオリジナルな資料は著作権法によって保護されるものかどうかを問わず、収録・編集される資料の選択及び編集手法にオリジナリティがあり、かつ前記「著作物」であり得る基本要素を備えるものでさえあれば、著作権法上「編集著作物」に関連する規定によって保護されるべきである。

二. Z社が開発した「法源法律網（法令データバンク）」から各司法機関会議における決議の全文及び要旨、行政機関公文書の全文及び要旨及び各級裁判所判決文全文及び要旨等を調べることができたのは、Z社総経理（副社長）T〇〇がZ社設立前の1986年前後に専門担当者を派遣して、法規、裁判例、行政書簡及び解釈令、法律関連書籍を含む国が所有する法律情報を幅広く収集し始めたからである。当時、公開資料が不十分で、紙で一枚ずつ収集し、法律専門担当者による資料の整理・編集・分析、要旨・関連条文及び適用法律の作成を経て逐一基本資料及び全文をタイプし、プリントアウトし、チェックし、データベースの索引を作成し、データバンクのシステムに組み込み、最終的にテストを行う。2001年によりやく法源法律網の構築が完了し、今でも法律情報の収集・整理・編集・関連情報の補充を続けている。

三. 法源法律網で「判決書」をサーチしたところ、検索結果で出てきた判決書全文及び要旨等資料はいずれもZ社スタッフが収集・整理・編集したもので、要旨および関連条文、そして適用法律についても同社社員が手を加えており、行政書簡解釈項目でも行政機関の公文書に関する要旨を調べることができ、それはZ社スタッフが各主務官庁が公布した行政書簡・解釈令の収集・整理・編集・分析を通じてデータバンクで検索する資料の付加価値を高めている。

「判決見解・書簡解釈」、「判決書検索」項目で調べる資料はいずれもZ社がユーザーの利用習慣、資料の属性などによって資料の分類を企画・設計し、類別の構造と名称を策定し、さらに行政機関公文書のフィルタリングを行う。保存価値のない公文書などは収録せず、適用を停止した書簡解釈や判例についても注釈を付け加えて説明する。公文書のフィルタリングにあたっては、その内容次第、36もの類別に分類をする。

「判決見解・書簡解釈」及び「判決書検索」項目の下で調べられる行政書簡解釈、法律座談会及び判決書の要旨はすべてZ社が法律専門担当者に依頼して整理作成したもので、ユーザーはキーワードを通じて要旨を検索することができる。検索結果で示した決議又は公文書発行時間、書簡番号、期日、要旨等から更に読みたい行政書簡解釈、会議決議又は判決書の本文の絞込検索ができる。当該法令データバンクの分類、特定類型の行政書簡解釈の選択及び分類、類型の設定及びアレンジ、要旨の作成、キーワードによる快速検索の設計などから、Z社が専門担当者を雇って資料の選択と分類について創意工夫していたことが分かり、創作性があることを十分に示している。以上のことから、Z社が開発した「法源法律網」データバンクの内容は編集著作物としてあるべき要件を満たしていると認め、著作権を以って保護すべきである。

四. 「法源法律網」の収録資料の文末に「法源資訊編集（法源資訊：Z 社社名）」、「法源資訊整理」、「裁判要旨内容は法源資訊が整理したもの」、「法源資訊股份有限公司台北市○○○（住所）」、「電子メールのアドレス」、「電話番号」、「無断転載禁止など著作権は Z 社が所有する」などといった記載があり、Z 社が著作物、著作者、著作財産権等に関する情報をユーザーに伝えている。これは明らかに著作権法第 3 条第 1 項第 17 号に定める「権利管理電子情報」に該当し、先に認定しなければならない。

五. 法学資料検索データベースの購入、法学資料検索システムとデータベースのメンテナンスについて、司法院（台湾の最高司法機関）と Z 社は 1996 年から毎年年間契約を更新している。そのうち、2006 年度の契約第 6 条第 6 項に「甲（司法院）が主管する資料（例えば甲が主管する法規、裁判等に関する資料）について、外部に公開していない項目を除き、乙（Z 社）は関連法令の規定に違反しない前提で、自ら価値を付加して利用することができ、・・・」と定めており、Z 社は前掲規定に基づき、司法院が主管する資料を自ら価値を付加して利用することができ、即ち Z 社は法律情報を自由に使用することができ、契約では如何なる制限も加えておらず、また Z 社が付加価値して利用する資料の著作財産権の帰属についても特別に規定していない。

2001 年から司法院と Z 社は、司法院は司法体系内の関係者、例えば裁判官、書記官たちがデータベースを利用する「永久使用权」を取得し、司法体系外においては Z 社が著作権を取得することで合意しているため、Z 社と司法院間で結ばれた前掲契約は Z 社が法源法律網データベースについて編集著作物の著作権を所有し、著作権法によって保護されていることを妨げない。

六. 被告 X 社顧問 I は法源法律網を利用するときに使うアカウントのパスワードと図書館から知ったもう一つのパスワードを X 社デジタル開発部門主任 D に提供し、2006 年 6 月のある日から同年 10 月 17 日まで 1 件当たりの資料（会議決議、公文書、判決書全文及び要旨などのデータベース収録資料）の複製につき 0.7~0.8 元の報酬で事情を知らないアルバイト三人を雇い、顧問 I が提供したパスワードを使って法源法律網データベースから「判決見解・書簡解釈」及び「判決書検索」項目の下の資料を逐次「コピー」、「貼り付け」、「新しいファイルに保存」という方法で違法に複製し、テキストファイルに保存したものを電子メールで X 社主任 D に送付した。D はアルバイトから送られてきたファイルを被告 Y 社 H に送付し、H は D 主任の依頼を受けて同社プログラマーにプログラムの作成を命令し、電磁的記録中の「法源資訊編」を「月旦法学知識（X 社社名）編」に、「法源資訊整理」を「月旦法学知識編審」に、Z 社の住所、電子メールアドレス、著作権所有などの権利管理電子情報を次々と X 社が指定する内容に変更した。

法源法律網データベースから計 13 万 8 千もの資料を違法に複製したことについて、X 社顧問 I、主任 D、および Y 社プログラマーら被告は否認しない。

七. また Z 社は法源法律網に収録された資料は同社が自ら収集・整理・編集をしたものであることを示すため、行政書簡解釈の各行末に「法」、「源」、「資」、「訊」、「審」、「編」、「版」、「権」、「所」、「有」などといった文字を巧妙に挿入している（訳注：「版權」とは著作権の意）。これらの文字は書簡解釈の内容と全く意味が通じず、あえて挿入したことに訳ありということがわかる。一方、X 社データベース「月旦法学知識庫」で調べた前掲行政書簡解釈（添付資料）からも法源法律網で調べたものと全く同じように「法」、「源」、「資」、「訊」、「審」、「編」、「版」、「権」、「所」、「有」という Z 社によって審査・編集すること、そして著作権を所有するなどの文字が出てきた。

前述のように、Z 社スタッフが作成した要旨には「裁判要旨は法源資訊が整理した」という記載が付け加えられている。ところが、X 社データベース「月旦法学知識庫」で調べたところ、不完全ではあるが、検索結果から Z 社の著作権を示す文字の一部が出てきた。それを一々比較した結果、X 社は法源法律網データベースの編集手法、構造、内容まで違法に複製したことが明らかにされた。

八. 法源法律網に収録された資料の収集は 1986 年から始まったことから、データベースの開発・構築は決してやすやすと成功することではないことがわかる。にもかかわらず、被告 A（X 社の実際の経営責任者）は 2005 年に「月旦法学知識庫」に実務判決見解を収

録することを決めてから、2006 年 10 月 17 日に警察に摘発されるまでの僅かな時間で 1 件当たりの資料複製につき 0.7~0.8 元の報酬でアルバイト三人を雇っただけで、どのようにして 13 万 8000 件余もの判決見解関連資料をデータバンクに収録することができたのか？X 社データバンク「月旦法学知識庫」の開発会議に参加したことを否認し、データバンクの収録資料はどこからのものかを知らない、またデータバンク開発に必要なマンパワー、経費などについても検討していないなどという被告 A の弁解は信用しがたいものである。

九. 被告 X 社はかつて文書で法学検索データベース内の「判決見解・書簡解釈」及び「判決書検索」の複製について、司法院に許諾を請求したものの、司法院は「本院ウェブサイトにおける『判決見解・書簡解釈』に係る資料整理の業務は外部委託をしており、本院体系外の知的財産権は受託会社に帰属し、如何なる内容の複製も同意しがたい・・・」と返答したことも証人が提出した司法院書簡で確認されている。

十. 被告らが行ったことは、著作権法第 91 条第 2 項（販売を意図して無断で複製する方法によって他人の著作財産権を侵害する罪）及び第 96 条ノ 1 第 1 号（他人の権利管理に関する電子情報を変更する罪）に反する。X 社顧問 I がアカウントのパスワードを提供したことは、上記規定に定めた罪の構成要件以外の行為であるが、前記犯罪行為の遂行に幫助するもので、幫助犯である。X 社に雇われた被用者は業務の遂行により前記犯罪を犯し、被告 X 社にそれぞれ著作権法第 91 条第 2 項、第 96 条ノ 1 第 1 号により罰金刑を科する。被告らは 2006 年 6 月から同年 10 月 17 日まで数回にわたって違法複製、権利管理に関する電子情報の変更を行ったのは、主観的に同一の動機と目的である月旦法学知識庫データバンクの構築のためであり、犯意が同じで、その侵害する法益も同じである。各行為の独立性は極めて薄弱なため、社会通念に照らしてこれらの行為を分離することが困難で、その各々の挙動は犯行の一部であり、継続的に犯罪を遂行するものである。これは明らかに単一の犯意のもとでそれぞれ行為を接続して行い、単一の法益を侵害したため、一個の行為に含めて考え、各人に対して一罪として論ずるべきである。

参照条文

著作権法

第 91 条 無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、3 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台幣ドル 75 万元を科し、又はこれを併科する。

2 販売若しくは貸与を意図して、無断で複製することにより他人の著作財産権を侵害した者は、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役に処し、又は新台幣ドル 20 万元以下の罰金を併科する。

3 光ディスクに複製することによって前項の罪を犯した者は、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役に処し、又は新台幣ドル 50 万元以上 500 万元以下の罰金を併科する。

4 著作物は個人的に参考にし、又は合理的に利用したときは、著作権侵害を構成しない。

第 96 条ノ 1 次の各号のいずれに該当するときは、1 年以下の懲役若しくは拘留に処し、又は新台幣ドル 2 万元以上 25 万元以下の罰金を科し又はこれを併科する。

一. 第 80 条ノ 1 の規定に違反した場合。

二. 第 80 条ノ 2 第 2 項の規定に違反した場合。

第 101 条 法人の代表者、法人若しくは自然人の代理人、被用者その他の従業員が、業務の遂行により第 91 条から第 93 条まで、第 95 条から第 96 条ノ 1 までの罪を犯したときは、各該当規定により行為者を処罰するほか、法人若しくは自然人に対しても各該当条文に定める罰金を科する。

2 前項の行為者、法人又は自然人の一方に対して為された告訴又は告訴の取り下げは、他方にも効力が及ぶ。

03 公平取引関連

遠東百貨が太平洋百貨との結合を未届け、公平会の処罰に理あり

4 年近く太平洋百貨を間接支配、取引き秩序に深刻な影響、高等行政裁判所が公平会による 102 万円の罰金処分を支持

遠東百貨店は、2002 年 9 月太平洋流通会社の増資の際、百揚公司、百鼎公司、遠百亞太公司、遠百新世紀公司、亞東百貨公司等の過半数以上の株式所有をとおして、上海商銀信託の口座を利用し、太平洋流通の 54%を超える発行済みの議決権のある株式を購入し、更に太平洋流通が所有している太平洋百貨の八割の株式を以って、太平洋百貨を間接支配し、既に事業結合の要件を満たしていた。

しかし、遠東百貨は事業結合の届出をせず、公平会から公平法違反として 102 万円の罰金処分を受けた。これについて台北高等行政裁判所は、全国で第二、第三の大手である太平洋百貨と遠東百貨が結合して既に四年近く経ち、取引き秩序に深刻な影響を与えたとして、遠東百貨敗訴と判決した。

裁判所は以下のように認定した。即ち太平洋流通会社の董事三席中、二席を遠東百貨傘下の「遠百亞太」と「遠百新世紀」の法人代表李冠軍、鄭澄宇が有し、過半数を超えていた。この外、2002 年 9 月より遠東百貨は太平洋流通の法人代表という立場で、太平洋百貨所有の董事七席を占め、2006 年に董事が五席に削減されたものの、遠東百貨は依然として半数以上の席次を維持し、確かに実質的に太平洋百貨の業務経営と人事任免を支配するに十分であったので、「事業結合」の要件を満たしており、公平会へ届出をするべきであった。

これに対し、遠東百貨は太平洋流通と太平洋百貨の書簡を提出し、両公司はこれまで一切遠東百貨の指示を受けたことがなく、「支配」行為はなかったと強調した。しかし、合議庭は、公平法の主旨に基づけば、遠東百貨による実際の監督や、太平洋百貨に影響を与える行為の有無を問わず、結合の要件を満たしさえすれば、取引き秩序に影響を与える可能性があるので、公平会も処罰することができるとした。

台北高等行政裁判所判決

1.

判決番号：96 年度訴字第 2833 号

案件摘要：公平交易法

裁判期日：2008 年 06 月 19 日

関連法律：公平交易法第 11 条

2.

原告：遠東百貨股份有限公司

被告：行政院公平交易委員会

3.

3-1 主 文

上訴を棄却する。

上訴訴訟費用は上訴人が負担すること。

3-2 事実摘要

原告は、訴外人太平洋崇光百貨股份有限公司（以下、太平洋百貨公司と称する）の業務経営及び人事任免を間接支配したと公平会に申告された。結合を届出るべきであったのに届出をしなかったことについて、被告による確認の結果、事実であったことが判明したので、原告は公平交易法第 11 条第 1 項第 3 号規定に違反したと認定され、同法第 40 条第 1 項規定に依り 2006 年 12 月 27 日に公処字第 095175 号処分書にて処分書送達の日から 2 ヶ月以内に、届出又は必要な訂正を行うよう命じられ、同時に過料新台幣ドル（以下、同じ）102 万元に処された。原告はこれを不服として訴願を提起したが、棄却の決定を受けた。

3-3 判決内容及び理由摘要

(1) 調べたところ、原告と百揚公司等 5 社の従属会社で既に太平洋流通会社の発行済みの議決権のある株式を合計 54.78%所有していて、太平洋流通公司是太平洋百貨会社の約八割の議決権のある株式を所有していた。原告も太平洋流通会社の過半数を超える董事席次の獲得及び、太平洋流通公司与太平洋百貨公司間の支配従属関係により、太平洋百貨会社の過半数の董事席次を取得した。公司法第 202 条「会社の業務執行は、本法又は定款の規定に

よって株主総会が決議すべき事項を除いて、全て董事会の決議を以って行うことができる。」、第 206 条第 1 項「董事会の決議は、本法に別段の規定がある場合を除いて、董事の過半数が出席し、出席董事の過半数の同意を以って行わなければならない。」という規定に基づけば、董事会は股份有限公司（株式会社）の業務執行機関であり、公司法第 29 条第 1 項第 3 号董事会の公司支配に対して有する任免権の規定を参照すると、原告は明らかに太平洋百貨公司董事会を間接支配する方法で、実質的に太平洋百貨公司董事会を支配していたことに、疑いの余地はない。

- (2) 原告が実際に太平洋百貨公司に指示、監督したり、又は同公司の業務経営、人事任免及び戦略等事項に影響を与えていたかどうかについては、事業結合を中央主管機関に届出るべきだとする立法主旨にないものであり、原告が述べているような太平洋流通公司及び太平洋百貨公司が原告からは一切指示等受けたり従属したことはないとの書簡を個々に被告に送付したことだけでは、やはり本件の規定違反事実不成立とすることはできない。

原告の規定違反期間は、係争事業結合時点が 2002 年 9 月からなので、2006 年 12 月 27 日の原処分の時まで既に 4 年近くも経過しており、その違反行為による取引秩序への危害の持続期間も長く、なお且つ同公司与太平洋百貨公司もそれぞれ我国百貨店業者の中で第三、第二の大手であり、結合後の規模も大きく、関連市場競争への影響程度も深刻である等の一切情状を及び関連事項を酌量し、公平交易法第 40 条第 1 項規定に基づき、原告に処分書送達の翌日より 2 ヶ月以内に届出又は必要な訂正を行うよう命じ、同時に過料新台幣ドル（以下、同じ）102 万元を課す。被告の過料金額についての決定は、全て上記法律により付与されている裁量権に基づき行うものであり、その処分は公平交易法第 40 条第 1 項、第 41 条規定で権利授与されている範囲内にあるので、裁量権の超越や濫用の事情はない。



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所

© 2010 TIPLo, All Rights Reserved.